

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス

やはり基礎！受験経験者こそ

リアリスティックで！

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

1 2年目以降の選択肢

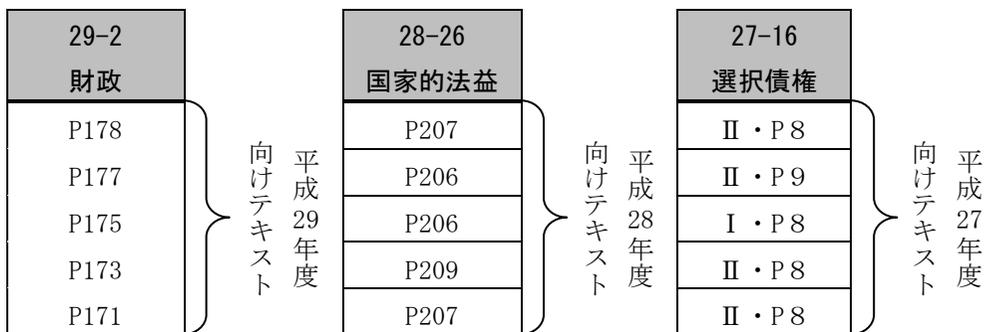
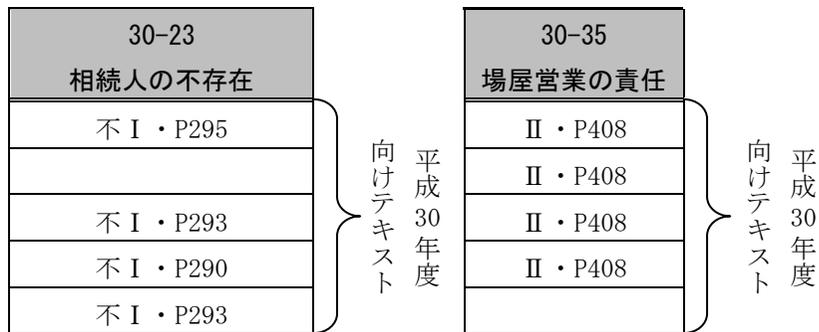
	①前年度のテキストで独学		②中上級講座	③基礎講座
	i 直前期（4月～6月）の答練・模試のみ	ii 3月までに苦手科目や演習講座を受講		
費用	○	○	△	×
	*来年度に合格できないと、いずれも「×」			
法改正など最新情報	×	△	○	○
情報の網羅性	△	△	△ *講座による	○
出題確率の高い分野に絞った学習・未出の知識の習得	△	△	○	△

2 改正に迅速に対応できる講師を選ぶ

	可決成立日	公布日	施行日
債権法	2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日
相続法	2018年7月6日	2018年7月13日	【原則】 公布の日から1年以内 【例外】 ①自筆証書遺言の要件の緩和（新民法 968条, 970条2項, 982条） → 公布の日から6か月を経過した日 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法 1028条～1041条） → 公布の日から2年以内 ③債権法改正の影響のある規定（新民法 998条, 1000条の削除, 1025条ただし書） → 債権法改正の施行日(2020年4月1日)
成人年齢	2018年6月13日	2018年6月30日	2022年4月1日

3 試験が求めているものとは？

4 網羅的な学習の必要性



5 抽象化して理解する

6 教材（テキスト）の重要性

1. 使用テキスト

- ・民法 : 市販テキスト『リアリスティック民法』
- ・不動産登記法 : 市販テキスト『リアリスティック不動産登記法』
- ・その他の科目 : 講座専用テキスト『Realistic Text』

2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

- ・赤 : 結論（記憶）
- ・青 : 理由・趣旨
- ・緑 : 複数の知識に関係（記憶）
- ・黒 : 出ない（具体例, 実務の話など）

3. 知識の抽象化をしていく

見本 1 —— 『リアリスティック民法Ⅱ [物権]』 P51

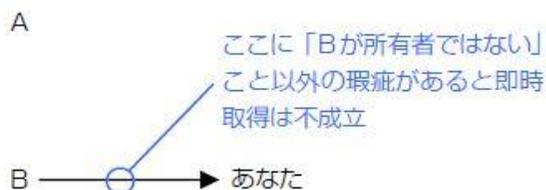
判断基準

あなたがBから動産を譲り受け、即時取得できるかが問題となる場合、**あなたとBとの取引に「Bが所有者ではない」こと以外の瑕疵があると、即時取得は成立しません。**これが、この (b) の要件に該当するかの判断基準です。

Bとあなたとの間の取引に「Bが所有者ではない」こと以外の瑕疵がある場合にまで即時取得を認めると、制限行為能力者制度などの意味がなくなってしまいます。

また、**即時取得によって実際の状況が変化するのは、「占有者 (B) が所有者として扱われるようになる」ということだけです。**制限行為能力などの瑕疵は、変わらないのです。

この判断基準で、以下の表をご覧ください。



平成 30 年度午前第 8 問 (即時取得)

ウ Aが、未成年者であるBから、Bの所有する動産甲を買い受けて現実の引渡しを受けた場合において、Bが未成年者であることについて善意無過失であるときは、Bがその売買契約を取り消したときであっても、Aは動産甲を即時取得する。

見本2 —— 『リアリスティック民法Ⅱ [物権]』 P139**要素となるかの基本的な判断基準**

その権利の要素（マスト）となるかどうかの基本的な判断基準は、**その権利を定義した条文に記載されているかどうか**です。その権利を定義した条文に「地代を定めることによって地上権が成立する」などとあれば、法がそれをマストなもの（定めなければならないもの）だと考えているということです。

地上権の定義を定めた民法 265 条 (P138) には、「地代」の文言はありません。

平成 30 年度午前第 11 問（地役権）

イ 地役権を設定するには、地役権者が承役地の所有者に対して支払うべき土地使用の対価の額を定めなければならない。

見本3 — 『リアリスティック不動産登記法 I』 P79

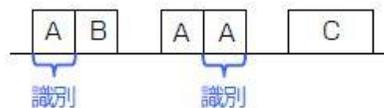
どの登記識別情報を提供するか？

持分を段階的に取得した場合には限りませんが、登記識別情報は、申請する登記により登記の効力が及ぶところのものを提供します。

ex. 以下のように、Aが甲区1番と甲区2番で持分を段階的に取得したとします。Aは甲区1番と甲区2番で登記名義人となっていますので、Aには甲区1番と甲区2番で登記識別情報が通知されています。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成30年6月28日 第12456号	共有者 持分2分の1 A 2分の1 B
2	B持分全部移転	平成30年7月28日 第14152号	原因 平成30年7月28日売買 所有者 持分2分の1 A

この後、AがCに不動産を売却（所有権のすべてを移転）し所有権の移転の登記を申請するときは、Aは甲区1番で通知された登記識別情報と甲区2番で通知された登記識別情報を提供する必要があります（昭 37.11.29 民事甲 3422）。Aは、甲区1番で取得した持分と甲区2番で取得した持分をCに売却しています。そして、登記識別情報は、登記の効力が及ぶところのものを提供するからです。



平成30年度午後第19問（登記識別情報の提供）

イ 甲土地について、甲区1番でAを登記名義人とする所有権の保存の登記がされた後に、甲区1番付記1号でA及びBの共有名義とする更正の登記がされている場合において、A及びBを設定者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区1番及び甲区1番付記1号で通知された登記識別情報を提供することを要する。

エ Aが甲区2番及び甲区3番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区3番の持分を取得したときに通知された登記識別情報を提供することを要しない。

7 問題演習の際に意識していただきたいこと

「肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出そうとする」

平成 30 年度午後

第 18 問 書面による申請又は囑託における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不動産の共有者である所有権の登記名義人の全員が 3 年間共有物の分割を禁止する旨の定めをし、当該定めを追加する旨の所有権の変更の登記を申請するときは、当該登記名義人の全員の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

平成 30 年度午後

第 19 問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア A を所有権の登記名義人とする甲土地について、A の破産管財人 B が、破産財団に属する甲土地を裁判所の許可を得て売却し、その所有権の移転の登記を申請するときは、A に対して通知された登記識別情報を提供することを要する。

8 フォロー制度の充実度

① 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」「条文番号（不動産登記法・商業登記法・供託法を除く）」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」をお伝えする

② 過去問演習、質問・相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは、以下の 2 点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付
- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報

テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
一部の肢の解説（学説問題など）

③ 推測採点基準（松本作成）の提供（2019 年度本試験の直前期）

9 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①②（ガイダンス4・5）
- ・民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（ガイダンス7）
7月16日（月・祝）14：00～17：15 東京本校 LIVE 実施

【視聴方法】

- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画
http://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshihikenn_muryoudouga

10 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【7/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	57日	7/20 ~ 9/14
不動産登記法	20回	60時間	45日	9/15 ~ 10/29
会社法・商業登記法	31回	93時間	85日	10/30 ~ 1/22
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	33日	1/23 ~ 2/24
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	14日	2/25 ~ 3/10
刑法	7回	21時間	19日	3/11 ~ 3/29
憲法	6回	18時間	17日	3/30 ~ 4/15
合計	121回	363時間	270日	

→ 「週 3.14 コマ」 ペース

【8/1 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	55日	8/1 ~ 9/24
不動産登記法	20回	60時間	43日	9/25 ~ 11/6
会社法・商業登記法	31回	93時間	81日	11/7 ~ 1/26
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	32日	1/27 ~ 2/27
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	2/28 ~ 3/12
刑法	7回	21時間	18日	3/13 ~ 3/30
憲法	6回	18時間	16日	3/31 ~ 4/15
合計	121回	363時間	258日	

→ 「週 3.28 コマ」 ペース

18/7/14

やはり基礎！受験経験者こそリアリスティックで

【8/10スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	54日	8/10～10/2
不動産登記法	20回	60時間	41日	10/3～11/12
会社法・商業登記法	31回	93時間	78日	11/13～1/29
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	30日	1/30～2/28
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	3/1～3/13
刑法	7回	21時間	18日	3/14～3/31
憲法	6回	18時間	15日	4/1～4/15
合計	121回	363時間	249日	

→「週3.40コマ」ペース

【8/20スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	51日	8/20～10/9
不動産登記法	20回	60時間	40日	10/10～11/18
会社法・商業登記法	31回	93時間	75日	11/19～2/1
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	29日	2/2～3/2
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	12日	3/3～3/14
刑法	7回	21時間	17日	3/15～3/31
憲法	6回	18時間	15日	4/1～4/15
合計	121回	363時間	239日	

→「週3.54コマ」ペース

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO. 3, 4, 6, 9, 12, 35, 39, 43, 44, 46～49, 51, 54, 56～64, 66, 67, 69～72）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

【NO. 3】

※アの根拠は、P85 です。

※イの根拠は、P205 です。取消しは効果を切るだけですから、追認と異なり、制限行為能力者でも単独ですることができます。そして、取り消すと無効で確定しますので、取消しを取り消すことはできません。

※ウの根拠は、P208 です。Aはまだ未成年者ですので、P208（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P207 マル1）。

※エの根拠は、P208 です。Bは行為能力者ですので、パソコンを引き渡した（履行した）ならば、法定追認に当たります（P208）。

※オの根拠は、P81（83）です。

【NO. 4】

※アの根拠は、P202 です。絵画は天災により滅失したので、現存利益はないといえます。

※イの取消しの根拠はP210、無効の根拠はP196 です。

※ウの根拠は、P203 です。

※エの根拠は、P73 です。

※オの根拠は、P85 です。なお、「成年後見に関する登記記録」とありますが、成年後見登記というものがあり、成年被後見人になると、登記されます。これについては、Ⅲのテキスト P434 や不動産登記法で説明します。

【NO. 6】 2

※1の根拠は、P79 です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、Ⅲのテキスト P424～429 で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P162 です。

※4の根拠は、P85 です。P85 マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P206 です。追認すると、有効で確定しますので、取り消せなくなります。

【NO. 9】

※アの根拠は、P205 です。

※イの根拠は、P207 です。

※ウの根拠は、P83 です。

※エの根拠は、P201 です。入学金の支払は、不当利得と関係なく必要な支出です。

※オの根拠は、P85 です。

【NO. 12】

※アの根拠は、P53・201 です。

※イの根拠は、P53・201 です。

※ウの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にB及びCが双方善意ですので、Cのところでも有効で確定し、Dは土地の所有権を失わずにすみません。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 35】

- ※アの根拠は、P132 です。
- ※イの根拠は、P133 です。沈黙も詐欺になり得ます。
- ※ウの根拠は、P127 です。
- ※エの根拠は、P128 です。
- ※オの詐欺の根拠は P132・196 (210)，錯誤の根拠は P131・196 です。

【NO. 39】

- ※アの根拠は、P141 です。
- ※イの錯誤の根拠は P129，詐欺の根拠は P196 (205) です。
- ※ウの錯誤の根拠は P198，詐欺の根拠は P206 です。
- ※エの錯誤の根拠は P196，詐欺の根拠は P196 (210) です。
- ※オの錯誤の根拠は P131，詐欺の根拠は P135 です。

【NO. 43】

- ※アの根拠は、P206 です。詐欺師・強迫者に、追認をするかどうかの催告権はありません。“詐欺師・強迫者だから”です。
- ※イの根拠は、P209 です。
- ※ウの根拠は、P210 です。
- ※エの根拠は、P135 です。この肢の第三者が善意であれば、Aは取消しの効果を第三者に對抗できませんが、取消しの効果をBに主張することは可能です。
- ※オの根拠は、P201 です。Aは詐欺の被害者であるため、不当利得であることに善意となりますので、利息を付けることは不要です。なお、詐欺師のBは、悪意の受益者となりますので、利息をつける必要があります (P202)。

【NO. 44】

- ※このような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています（有権代理から無権代理のハナシに変わっています）。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。
- ※アの根拠は、P161 です。
- ※イの根拠は、P161 です。
- ※ウの根拠は、P158 です。

※エの根拠は、P171 です。P129 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P176 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P176 の「過失はあっても」OK まで聞いています。

【NO. 46】 オ

※アの根拠は、P158 です。

※イの根拠は、P163 です。ただし、瑕疵担保責任については、まだ扱っていません、Ⅲのテキスト P220～224 で扱います。

※ウの根拠は、P161 です。

※エの根拠は、P187 です。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 47】 イ（即時取得について）・エ

※使用者については、P192 にありますとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠は P193（129）、使者の根拠は P193（129）です。代理の場合、法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので（P163）、代理人に重過失がなければ錯誤無効を主張できます（P129）。それに対して、使者の場合、法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので（P193）、本人に重過失があれば錯誤無効を主張できません（P129）。

※イの代理人の根拠は P193（Ⅱのテキスト P52）、使者の根拠は P193（Ⅱのテキスト P52）です。これも、アと同じく、法律行為に問題点があるかは、代理の場合は原則として代理人、使者の場合には本人について決するという知識ですが、即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は、Ⅱのテキスト P48～59 で扱います。

※ウの代理人の根拠は P193、使者の根拠は P193 です。

※エは、テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます（本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P170）。それに対して、使者に代金額の決定権限を付与することはできません。使者については、犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠は P193（165）、使者の根拠は P193 です。

【NO. 48】

※1 の根拠は、P162 です。

※2の根拠は、P182です。表見代理が成立するには（本人に効力が及ぶには）、相手方は善意無過失である必要があります（P182）。よって、本肢では、抵当権の設定は、表見代理にはならず、本人が追認（P172）しない限りは有効となりません。

※3の根拠は、P158です。

※4の根拠は、P163です。代理人（A）を基準に考えますので、本人（B）の善意無過失は関係ありません。

※5の根拠は、P163・143です。代理行為の瑕疵は、代理人を基準とします（P163）。そして、第三者（本肢のD）による強迫の場合に、相手方（本肢のC）を保護する規定は、詐欺（P132の民法96条2項）と異なり、ありません。

【NO. 49】

※理由も問われている問題です。基本的に理由は問われませんが、このようにたまに問われることがあります。

※イの根拠は、P156です。

※エの根拠は、P156・157です。自己契約・双方代理に違反した場合は、無権代理となります（P156）。無権代理ですので、追認が可能です（P172）。

※オの根拠は、P155です。

※クの根拠は、P156です。

【NO. 51】

※アの根拠は、P158です。また、P129にありますとおり、I・IIのテキストで重過失かどうかの問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P191です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※ウの根拠は、P187です。

※エの根拠は、P188です。

※オの根拠は、P180です。

【NO. 54】 2

※1の根拠は、P162・192です。復代理人も代理行為をします（P164・167）、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です（P162・192）。

※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただければと思います。本人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選任することができます。

※3の根拠は、P166です。

※4の根拠は、P167です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人の権限は代理人の権限内となります。

※5の根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P167 マル2）、本人（ex. お客様）のためにすることを示す必要があります。P167の緑を思い出して解いてください。

【NO. 56】

※アの根拠は、P174です。

※イの根拠は、P175です。

※ウの根拠は、P179です。

※エの根拠は、P178です。

※オの根拠は、P171～172です。

【NO. 57】

※アの根拠は、P175です。

※イの根拠は、P172です。

※ウの根拠は、P174です。

※エの根拠は、P179です。

※オの根拠は、P171です。

【NO. 58】 ア

※アですが、売買代金の一部を受領することがP172の黙示の追認に当たるかは微妙です（判例などの根拠はありません）。この肢は、辰巳とTACさんは正しいとしています、LECさんは誤りとしています。判断に困る肢なので、無視してください。

※イの根拠は、P170です。

※ウの根拠は、P191です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※エの根拠は、P175です。

※オの根拠は、P172です。

【NO. 59】

※1の根拠は、P174です。

※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これに

については、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P175です。

※4の根拠は、P173です。P173にありますとおり、特約（双方の合意）があれば遡及効（さかのぼる効力）を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。

※5の根拠は、P174です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します。

【NO. 60】

※アの根拠は、P175です。

※イの根拠は、P173です。

※ウの根拠は、P174です。

※エの根拠は、P175です。取り消すと、無効で確定します（P175）。

※オの根拠は、P173です。

【NO. 61】

※1の根拠は、P182です。P182の共通部分は、P182を検索先としてください。

※2の根拠は、P175です。

※3の根拠は、P175です。

※4の根拠は、P171・174です。追認拒絶で、本人に効果が及ばないことが確定します（P174）。また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません（P171 マル4）。

※5の根拠は、P171です。

【NO. 62】

※アの根拠は、P177です。

※イの根拠は、P179です。

※ウの根拠は、P178です。

※エの根拠は、P180です。

※オの根拠は、P181です。これがP176の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

【NO. 63】

※アの根拠は、P177です。

※イの根拠は、P180・171です。本問冒頭の3～4行目に「Cには…過失がある」とありま

すので（ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください）、Cは無権代理人の責任追及（履行または損害賠償請求）をすることもできません（P171）。

※ウの根拠は、P178 です。

※エの根拠は、P178 です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引っ張られます。

※オの根拠は、P179 です。

【NO. 64】 2・4・5

※P178の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。

※1の根拠は、P178です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません（P178）。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。

※2は、（準）共有しているものの処分は全員でしなければならない（民法251条）という知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。IIのテキストP129～130で扱います。

※3の根拠は、P178です。

※4は、「相手方は無権代理人の責任追及ができるから（P179）、当然に有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけです。

※5は、全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります（P170要件マル2）。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 66】

※P191に関する学説問題です。本問については、『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（黄色い本）のP273～278に解法（解き方）があります。この書籍をお持ちの方は、P191をご覧になりながら、この書籍の解法（解き方）をご覧ください。本問の解法は、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」の解法を使って解きます。肯定説は「相手方↑，無権代理人↓」，否定説は「無権代理人↑，相手方↓」ですので（P191），このように書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P191です。

※イの根拠は、P191です。

※ウの根拠は、P191です。

※エの根拠は、P191です。

※オの根拠は、P191です。

【NO. 67】

※P191の判例の見解を基にした、学説問題です。本問の解法も、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」です。本問の見解は肯定説ですので、「相手方↑、無権代理人↓」と書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P191です。

※イの根拠は、P191です。

※ウの根拠は、P191です。

※エの根拠は、P191です。

※オの根拠は、P191です。

【NO. 69】

※アの根拠は、P195です。

※イの根拠は、P196・210です。

※ウの根拠は、P129・111～です。P129やたとえば、P111～の場合があります。

※エの根拠は、P199・173です。

※オの根拠は、P208です。P208の判断基準（取消権者の行為を要するか）から考えてください。

【NO. 70】 イ

※アの根拠は、P210です。

※イは、テキスト未掲載の知識です、少し細かいので、余裕がある方だけ拾ってください。ただ、まだ債権譲渡を詳しく学習していませんので債権譲渡をⅢのテキストP96～115で学習した後でお読みいただければ結構ですが、債権譲渡がされた場合、追認の相手は、譲受人ではなく、契約の元の相手方である譲渡人とされています（大判大14.3.3）。

※ウの根拠は、P208です。P208の判断基準を思い出しながら解いてください。

※エの根拠は、P208です。P208の判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することに大きな意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※オの根拠は、P209です。

【NO. 71】

※アの根拠は、P81（83）です。

※イの根拠は、P208・209です。保佐開始の審判が取り消されていますので、P208（3）の

「追認をすることができる時以後」に当たります（P207 マル1）。

※ウの根拠は、P175 です。狭義の無権代理の場合、本人（ex. 大谷くん）は何も関係がありませんので、確答を発しなくても追認（有効）にはならず、追認拒絶（切る）となります。

※エの根拠は、P208 です。詐欺に気付いていませんので、P208（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P207 マル1）。

※オの根拠は、P177 です。

【NO. 72】

※アの根拠は、P212 です。

※イの根拠は、P214 です。

※ウの根拠は、P216 です。

※エの根拠は、P215 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同じように、論理的に考えて判断します。

※オの根拠は、P217・218 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同じように、論理的に考えて判断します。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」	
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme (ワオミー)」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

18/7/14

やはり基礎！受験経験者こそリアリスティックで

【近日開催・公開講座】

- ・ 改正対策のプロが語る！民法の3つの改正（債権法・相続法・成人年齢）の概要と試験への影響（無料・予約不要）

——知らなければ不安が募るだけ→いま知る！——

東京本校

7月14日（土）18:00～19:00

- ・ リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（無料・予約不要）

東京本校

7月16日（月・祝）14:00～17:15

- ・ 山田×松本対談 合格力を高める『検索カトレーニング』とは？（無料・予約不要）
～解答スピードと正答率を高めるための方法論～

東京本校

8月4日（土）18:00～19:00

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335